



適合表示の今後の検討事項

MIC MRA 国際ワークショップ
2018年3月15日

Ramona Saar

Program Manager, National Institute of Standards and Technology
Vice-Chair, CA&MRA Task Force, APECTEL

このプレゼンテーションは2017年
12月にバンコクで開催された
APECTEL56 WG meetingで公開
されたものです

ICCJ Information & Communication Certification Conference of Japan

Other Possibilities of Compliance Marking

APECTEL56 Bangkok
13 December 2017



Nob Nakanishi
ICCJ
(Information & Communication Certification Conference of Japan)

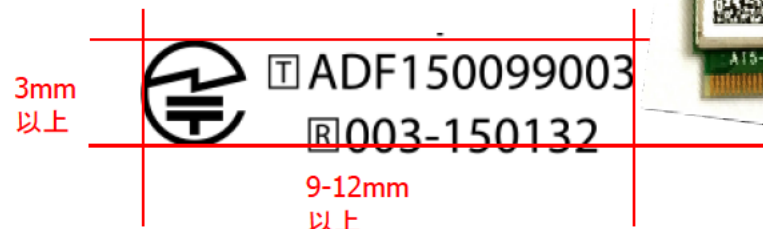
表示規制



直径は3mm以上

耐久性のある材料 (電子ディスプレイも受入れ可能)

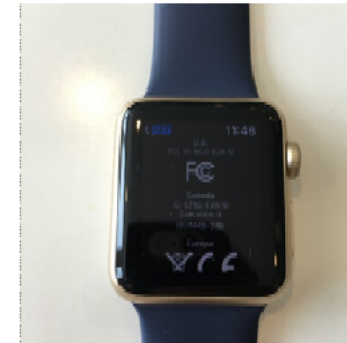
識別可能である





Asia-Pacific
Economic Cooperation

電子ディスプレイ(e-labelling)



新しい適合表示では
E-labelling が合理的である!

適合表示の今後の検討



IoT (モノのインターネット)

ファッショナブルなデザイン:

適合表示は設計者のビジョンにそぐわないと思われる

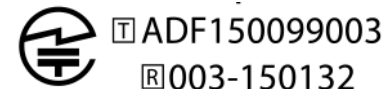
小型:

機器の表面に限られる

CA & MRA TF の新規タスクとしての今後の 適合表示の検討



免許不要のRFデバイスの条件



電波法

第4条 (無線局の開設)

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない：

- (i) 発射する電波が著しく微弱な無線局.....
- (ii) 二十六・九メガヘルツから二十七・ニメガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、第三十八条の七第一項(第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。)、第三十八条の二十六(第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項の規定により表示が付されている無線設備(第三十八条の二十三第一項(第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十八において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「**適合表示無線設備**」という。)のみを使用するもの
- (iii) 携帯電話, タクシー無線など.....

免許不要のRF デバイスの
条件

適合表示のその他の可能性

(今でも違法で不可能だが、各経済圏のカスタムは便利である)

-フォトデータベースシステム



写真



フォトデータ
ベースサーバー

-相互接続認証データベースシステム



見つ
かった
FCC ID
例



相互接続
サーバー

日本 MIC

NCC 台湾

US FCC

タイ



ありがとうございました！